

## 厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止について

自然環境課

### 1 厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画廃止の理由

道では、厚岸道立自然公園を含む周辺地域について、令和2年11月中に環境大臣に  
国定公園指定の申出を行う予定であり、国定公園に指定された場合、重複する道立自然  
公園の指定の解除と公園計画の廃止を行う必要があるため、事前に諮問するもの。

### 2 厚岸道立自然公園の国定公園指定に向けた取組

資料1-2のとおり

### 3 厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止の日

国における国定公園の指定と同日

### 4 参考

「厚岸道立自然公園公園計画書」及び

「厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)指定書(検討案)」

## 【北海道立自然公園条例（抜粋）】

（指定）

第3条第1項 道立自然公園は、知事が関係市町村及び北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

第2項 知事は、道立自然公園を指定する場合には、その旨及び区域を告示しなければならない。

第3項 道立自然公園の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第4条第1項 知事は、道立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

第2項 前条第2項及び第3項の規定は、道立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（公園計画の決定）

第5条第1項 公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

第2項 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第6条第1項 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

第2項 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

## 【自然公園法（抜粋）】

（指定）

第5条第1項 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

第2項 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

第3項 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

第4項 国立公園又は国定公園の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

（公園計画の決定）

第7条第1項 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

第2項 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。

第3項 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。